

茅ヶ崎市監査委員告示第12号

監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり茅ヶ崎市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表します。

令和6年11月29日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

6 茅教社第 8 4 9 号
令和 6 年 1 1 月 1 8 日

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一 様
同 成田 博隆 様
同 伊藤 素明 様

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 竹内 清



定期監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年 1 1 月 6 日付けで通知のあった定期監査の監査結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

（事務担当 教育推進部社会教育課文化財保護担当）



(別 紙)

監 査 の 結 果 (措置を講じるよう求めた指摘事項)	措 置 状 況 等
<指定重要文化財等保存修理費等補助金> 指定重要文化財等保存修理費等補助金について、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期は実績報告書提出後1月以内と規定していますが、実績報告書提出後1月以内に支払いをしていませんでした。	指定重要文化財等保存修理等補助金は、市内に所在する国・県・市の指定等文化財を対象とした文化財の修理・復旧事業に係る経費の一部を補助するものです。 今後は、事務担当者を含めた職員の法令遵守意識を高めるとともに、要綱で定められた手続きを再確認することに加え、申請者と補助制度について十分協議することに留意し、これまで以上に慎重に業務にあたってまいります。 併せて、事務処理要領を作成し、事務手続きに遺漏のないよう再発防止に努めてまいります。